

第4章：重点施策

1. 地域ぐるみの子育ての啓発

地域社会を構成するすべての市民が、子育ての意義を再確認し、子どもと子育てを地域ぐるみで応援していくことが重要なことから、「地域ぐるみの子育て」の重要性と市民の責務についての啓発を進めます。

2. 在宅における子育てへの支援

在宅保育に対する支援強化を図るため、つどいの広場事業を活用するなどにより、身近な地域における子育て交流の場と機会を充実させます。また「地域子育て創造センター」や「まちの子育てひろば」「ひよっこタイム」「パパママクラブ」などの取り組みの充実を進め、子育て家庭へのエンパワメント・家庭の子育て力の強化を図ります。

3. 市民グループを核とした子育てネットの創設

地域ぐるみで子どもと子育てを支援する雰囲気醸成し、かつ、具体的に支援していく体制をつくっていくため、子育てサークルなど市民グループ活動の育成・支援、ネットワークを進めるとともに、これを核として関係各機関・団体等が参画する子育てネットを創設します。そのため、平成17年度より準備会を立ち上げ、具体的な検討を始めます。

4. 子育てを支援する保育サービス等の充実

就学前保育・教育の一貫体制の整備のため、幼稚園構想の計画的な推進を図ります。また、子育て家庭の家族状況、就労状況などを踏まえた保育ニーズに的確に対応していくため、保育サービス等の特定 14 項目について目標事業量を設定し、その拡充を図ります。特に休日保育の実施、放課後児童クラブの拡充について重点に取り組みます。放課後児童クラブについては、現在北条東、九会小学校で実施しています。平成 17 年度より北条、下里小学校の 2 か所を増設し、今後、中学校区に 1 か所の設置を目標として整備を進めます。

■特定 14 項目の事業量目標

		現行事業量 (H.16)	目標事業量 (H.21)
通常保育	保護者の労働または疾病等により、家庭においてその子どもを保育することができないと認められる場合に保護者に代わり、保育所での保育を実施します。	定員 1,240 人 受入数 1,014 人	定員 1,120 人 受入数 1,050 人
延長保育	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行います。	13 か所 延べ受入数 1,360 人	13 か所 延べ受入数 1,450 人
夜間保育	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所において夜間保育を行います。	0 か所	0 か所
夜間養護等事業 (トワイライト)	保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等において一時的に預かります。	0 か所	0 か所
休日保育	日曜、祝日など休日の保育ニーズに対応するため、保育所において休日保育を行います。	0 か所	1 か所
放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等により、放課後の家庭が常時留守になっている子どもの預かり・集団指導を実施します。	2 か所	5 か所

		現行事業量 (H.16)	目標事業量 (H.21)
病後児保育 (派遣型)	疾病回復期にある概ね10歳未満の子どもで、保護者の労働その他の理由により家庭での保育に支障がある場合、一時的に保育を行います。家庭又は保育士、看護師その他の者の居宅において適当な設備を備える等により保育を行う「派遣型」と、保育所その他の施設、病院又は診療所において適当な設備を備える等により保育を行う「施設型」があります。	0か所	1か所
病後児保育 (施設型)		0か所	0か所
短期入所 生活援助事業 (ショートステイ)	保護者が病気になった場合などに児童養護施設等において一時的に子どもを短期間(7日間程度)預かります。	0か所	0か所
一時保育	就労形態の多様化または専業主婦が育児疲れや急病などに対応するため、保育所において一時的な保育を行います。	3か所 延べ受入数 530人	13か所 延べ受入数 1,260人
特定保育	保護者がパートを行っている等により保育が困難な子どもに対して、週2~3日程度又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行います。	0か所	0か所
ファミリー・サポート ・センター事業	保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かりなど、子育てについての助け合いを行います。	0か所	0か所
地域子育て 支援センター 事業	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する子育て支援を行います。	1か所	1か所
つどいの広場 事業	主に乳幼児(0~3歳児)を持つ子育て中の親が、うち解けた雰囲気の中で気軽に集い交流するとともに、子育ての相談に応じるつどいの場の提供を行います。	0か所	1か所